

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百七十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 事業施行期間

平成三十年九月七日から令和十二年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし